清代における鹽業資本について（下）

佐伯富

五

西淮の鹽商、即ち揚州の鹽商を除いてはその他の鹽商の資本は各地とも極めて微薄であつた。蘆商については「蘆商もと殷富鮮し。直豫各岸又瘠區多し」①とか「長蘆鹽商は殷商幾んどなく、累商甚だ多し。……往々錢鋪に向つて通融して以て運本となす。多き者は數萬金を借貸し、少き者も亦數千兩、もつて能く迅速趕運して誤るなし」②と見えるやうに、元來蘆商はその行鹽地が貧弱なところから有力な鹽商がなく、錢鋪などから資金を借りてゐた。又蘆商は官廳から生息銀を借りてゐる。成豐七年には現銀五割、鈔票二割、餘三割は毎月京錢四千文を按じて交納せしめてゐる。③又同治十三年には鹽務生息銀五萬兩を借りてゐる。④併し、蘆商が鹽業資金として多量に借り受けたのは內務府貸出しの帑本であつた。乾隆五十九年以前には毎年七十萬兩位であつたが、その後次第に增加して百五十萬兩に至つた。尙その外河南の料價、直隸の水利、京外發する所の帑本は百萬兩を下らず、帑息重く、その上國家の大經費ある毎に、鹽商は捐輸を强制せられ、後には實際に輸する所、割當ての一二割にすぎざる有樣で蘆商の積欠は一にこゝに起因するといはれてゐる。⑤光緒初年に至つては、內務府の帑利生息銀を欠解したゝめ、直隸總督をして歷年拖欠の解送を催促せしめてゐる。⑥

蘆商の鹽業資本は常に缺乏してゐたが、義和團事件に直隸省が兵禍にかゝつて以後、殷商も變累多く、而も天津金融界が活動を停止したため、益々資金難に陷つた。遂に日本の正金銀行から銀四十萬兩を借り、毎年八釐五毫の息を以て二ケ

年を以て返還することにしてゐる。⑦又蘆商は獨佛露國より巨額の借款をしてゐたので、宣統三年には大清銀行は七百萬兩、直隷銀行は六十萬兩、夫々蘆商のため外債を償つてゐる。⑧これがため、その引地は商運が不可能となり、遂に官辦に歸してゐる。⑨かくの如く多額の外資が清朝の末期から鹽業に導入されるやうになつたことは、特に注目すべき現象でなければならぬ。

長蘆鹽商としては已に明初、山西、浙江、安徽等出身の商人が活躍してゐるが、⑩その後においても山西、浙江、直隷等の出身者が多いことは、新修長蘆鹽法志卷十七人物の條に見える通りである。雍正硃批諭旨鄂禮、雍正十年十一月初七日の硃批諭旨によると、蘆商は二百三十二人あつたと記してゐる。蘆商の行鹽地は清鹽法志卷五によれば百八十四州縣ある。清代蘆鹽引地の改隷は極く僅かであるから、今これを論外において計算すると、一商の引地は平均一縣にも及ばない。（〇、八弱）又額引は順治元年、正引七十一萬九千五百道、⑪嘉慶五年には九十六萬六千四十六引（每引三百斤）と見える。⑫假に嘉慶五年をとつて見ると、一商の平均行運鹽引は約四千一百六十四引となる。尉躋美、許宏遠等淮商の一人にして二十數萬引を行運してゐた豪商に比べると、その資本の小なること、問題にならぬことは想像に餘りあるであらう。

山東鹽商の資本も亦微小にして、その十分の三は自己の資本を運轉してゐるが、その他は皆總商が引を領してゐた。⑬自己經營の鹽商の資本も極めて微薄で、數百引乃至數十引を販運するに過ぎなかつたで八百引に及ばぬ鹽商は商名を立つるを許さず、永興以下六綱の組合を組織し、すべての引商はこれに隷屬せしめ、綱首がこれを經理した。山東はこの外、古くより票法が行はれ、票商があるが、皆土著の者で更に引商より資本が小であつた。⑭嘉慶五年には正餘鹽引五十五萬餘引に對し、正餘票約三十三萬弱であつた。⑮山東鹽商もやはり帑利銀に依存する所多く、嘉慶初年以後、帑利と河工とが遞增し、これがために、商力が疲乏したといはれる。これには種々の名目があり、撥船生息銀十九萬兩以下八種類にも及ぶ生息帑利銀が强制せられ、通計百九十九萬兩、每年息銀が二十一萬に及び、これは正に正課に等しかつたといふ。⑯光緒初年に至つては內務府の生息帑利銀の欠解を生じ、山東巡撫をして歷年拖欠の督促をなさしめてゐる。⑰

兩浙ではすでに明代より引票並び行はれてゐるが、票鹽が行はれてゐるといふこと自身大資本の豪商があまり存在せず、小資本の票販によつて販運を行はざるをえなかつたことを示してゐる。東華錄乾隆四に『浙江鹽價の貴きは固より場鹽の產少きにあり、〔場產の少きは〕亦商本の艱難による』とあるやうに、鹽商資本の薄弱なことが鹽價の騰貴を來すことをいつてゐる。卽ち資金の缺乏が生產の增大を妨げ、從つて鹽價の昂貴を來したのである。又兩浙には雍正時代、僅か二三百金の小資本の鹽商がゐたことを傳へてゐるが[18]、兩浙行鹽地はあまり廣大でないから、兩淮行鹽地の如く、大資本の鹽商でなくても販運が可能であつたからである。

兩浙は徽州に接近してゐる關係上、已に明代から多數の徽州出身者が杭州へ流寓して鹽業に從事してゐる。すでに述べた如く、徽州の豪商は主として揚州に於いて活躍したが、兩浙では徽州の第二流、三流の徽商がゐたらしい。重修兩浙鹽法志卷二十五商籍の條により、兩浙鹽商の出身地を見ると、三十五名中徽州出身者が二十八名、うち明代に移住せる者九名、清朝時代十九名、他は錢塘二名、無錫一名、不名四名であるが、徽州以外の出身者は皆乾隆時代に見える鹽商である。明代から清初にかけては徽州出身の鹽商が活躍し、それに刺戟せられて兩浙その他の地方の鹽商が出現したやうである。

兩浙の鹽商に對する帑利銀の割當ても亦過重で、海塘歲修帑本百萬兩を始め、各屬塘工歲修帑本、緝匪帑本、同安船帑本、旗營馬價帑本、數文書院帑本、育嬰堂帑本、旗營堂帑本等通計銀百八十八萬九百兩、制錢二萬貫、息銀二十二萬七千二百兩、息錢二千貫といふ多額に上つてゐる。[19]浙江に於いて特色ある存在は帑鹽である。松台溫三府の鹽場は製鹽が旺盛で、常に餘鹽があり、竈戶はこれを透漏し正引を妨礙したので、雍正六年李衞は特に帑銀八萬兩を場員に交付し、餘鹽を收買して帑商に販賣せしめた。ついで又玉環、舟山、岱山、舵艚、崇明縣にも推及した。浙鹽が割合に大局を維持しえたのは、全くこの帑鹽に負ふ所が大であるといはれてゐる。[20]併し、咸豐時代に至るや、髮賊の蹂躪を被り、鹽商は四散し、これより大部分が官運に歸せざるをえなくなつた。

福建鹽はその行鹽地が狹小で、從つて福建の鹽商も元來資力が薄弱である。雍正硃批諭旨、高其倬雍正五年九月初三日

の硃批諭旨に『閩省既に外地饒裕の商なく、本地の商もまた多くは本薄く、力弱きの人なり』と見え、又東華續錄光緒五十三にも『閩商本薄く、資微なり。又未だ厚く哨力を集め、處處梭巡する能はず』と見える。かやうに福建鹽商の資本は微薄であつたところから、帑本銀が早くから貸與せられてゐた。福建鹽の正雜課銀三十六萬兩に對し、晒鹽帑本銀十三萬兩が貸與せられた。これは利息を徵收しないから問題外であるが、諸種名目の帑本銀八十餘萬兩が强制貸付けせられ、その利息は九萬餘兩に達する。元來、帑本は鹽商の資金難を救濟するため設けられたものであるが、後には政府が、鹽商を以て殖利の好對象と考へ、鹽商の疲乏は、こゝから始まつた。[21] 福建においても鹽商の沒落と共に各行鹽地において已むをえず官運を行はざるをえなくなつた。

兩廣鹽商は康熙の初年、三年毎に里下より報充し、これを排商と稱してゐたが、弊端百出したので、殷實の戶をあげて長商とした。長商には場商、埠商の區別がある。場商は資本を投資して鹽を收買し、埠商は場商より鹽を買つて販運行銷した。然るに場商の資本は微薄で竈戶の產鹽をすべて收買することが出來なかつたため、康熙五十七年、場商を廢し、運庫より帑本銀三十六萬餘兩を籌出して竈戶の鹽を買上げしめ、又政府では官船二百七十隻を作り、運賃を官給して鹽の集積地東關、潮橋に運送して埠商の配運に便した。ところがこの埠商も亦資本極めて貧弱であつたので、前發の帑本銀もいつしか使ひ果して返却が出來ず倒弊した。蓋し、粵商は多くは土著で行鹽を熟知する者少く、新商が現はれると、衆商が皆視て弱肉啖ふべしとだまし、利益を得んとしたために、新商も數年ならずして沒落した。そこで乾隆五十四年殷商を勸誘して資金百四十餘萬兩を集め、先發の帑本銀三十六萬兩を返納した殘りを運庫に存置して鹽本となし、出資商中より老成練達者十名を擇びて總商となし、省城の總局にありて一切を經理せしめた。又總局のもとに六櫃を要地に分設し、又埠商はこの六櫃に分隸せしめた。總商は鹽本を領出して鹽を各六櫃まで分運し、埠商は各櫃より買運した。總商にはこれまでの倒革各商の積欠は勿論、無著の帑息、一切の課餉等の取立ての責任を負はされた。これが改埠歸綱といはれる。これを行ふこと十餘年にして總商はその責任を果すことが出來なくなり、鹽本をも流用して六十餘萬兩を虧欠するに至つ

た。遂に總商の責任が埠商に轉嫁されるに至つたので、嘉慶十年、總商を廢し、埠商中の老練者六人を擇んで六櫃の事務を經理せしめた。彼等は皆自己の資金を以て運鹽を行ひ、三年毎に交代してその獨占化を防止し、總局を改めて公所とした。これが改綱歸所と稱せられる。[22]

以上は兩廣における鹽業經營變遷の大略であるが、たゞ廣西は邊陬に屬し、搬運が困難で利益が少いから、鹽商は行くを好まず、古くより官民商賈を論ぜず、資金を有する者が、廣東に行いて鹽を買ひ、たゞ梧州に廠を設けて之を榷してゐたが、[23]一併し全般としては官運官銷が行はれてゐた。[24]その資金としては多く錢糧を用ひてゐたやうである。[25]

上述の如く、兩廣鹽商の資本はあまり豊富ではなかつたので、諸方面から資金を調達してゐた。雍正五年には廣東洋行から銀二萬兩の融資をうけてゐる。先づ一千兩を扣除せられるので、實際の借銀は一萬九千兩であるが、これに對し利息として七千二百兩を支拂つてゐる。即ち年四割一分といふ隨分高い利息である。[26]又兩廣の鹽商は廣東駐防八旗の生息銀を借りて資金としてゐる。雍正硃批諭旨には屢々その記載が見えてゐる。六千兩乃至一萬八千兩といつた極く僅少の額で、その利息は毎月一兩につき、一分五釐乃至二分五釐であつた。鹽引に應じて鹽商に分借し、その事務は鹽運使が取扱つてゐた。生息銀は鹽商に貸與し、或ひは典當を開き、田園を置買し、貨物を屯積する等、各方面に投資して利殖を計つたが、[27]典當の利息は當時一分にすぎなかつたので、生息銀の大部分は主として鹽商に貸與して利息を計つた。[28]軍人の利殖法としては最も確實で利潤があつたからである。

兩廣鹽商の資金として多大の割合を占めるものは、他の鹽商の場合におけると同じく帑利銀であることはいふまでもない。八旗生息銀もその一つであるが、その他、滇省練本、廣西捕費等通計七十餘萬兩が毎年鹽商に貸付けられ、利息八萬餘兩を收めた。これらの本息の徵納が嘉慶の頃から漸く困難になつたことは亦他の鹽場と變りはない。[29]

川商については東華續錄光緒一五八に『川省鹽商皆集股朋充に係る。資本微薄なり。認銷の口岸は大都散漫、零星にして、萬として兩淮の如く、殷實博厚ならず。近來、本重く利微にして廠岸交々困しむ』と見えるやうに、その口岸は離散し、而も零星にして資本微薄であつた。元來、四川には北宋

の頃から河東鹽が、運搬銷售せられ、清の雍正年間においてさへ尙五萬席の河東鹽が四川に運售せられる有樣で、四川鹽の開發が甚だおくれてゐたことにも起因するのであらう。川人は行鹽を暗んぜず、後に產鹽が多くなつても、依然として陝西、山西の鹽商が主として四川の鹽業に投資從事してゐた。[30] 同治二年の頃でも井籠は、陝西商人が七八割、四川人は僅かに二三割を所有せるにすぎなかつた。[31] そこで四川の鹽業は主として陝西商人の資本によつて運營せられてゐたわけであるが、同治の初め滇匪が四川に闖入したため、陝西商人はその資本を多く原籍に運回したが、時宛も陝回の焚掠を被り、陝商も亦沒落した。[32]

河東鹽商も亦その資本の小なりしことは鹽法議略卷一に「河東の販皆零星なり。每人辦引數名（百二十引を一名といふ）に過ぎず」と見え、東華續錄光緒十三に「山陝商販の資本に至りては、本と甚だしく充たず」と見える。河東鹽の運銷に大資本の商人が投資しなかつたのは多數の鹽官が殆んどすべての鹽引を入手して、これを小分して小商人に轉賣したためであるといはれる。[33] 元來河東鹽は坐商が自ら生產して運銷してゐたのであるが、資本が小なるため、遠方に運銷することが出來なくなつたので、別に運商或ひは夥商（合資の商人）を集募して運鹽の權利を坐商から租借せしめた。併し、河東の引地は山西、陝西、河南の三省に跨り、而も瘠區多く、あまり利益がなかつたと見え、鹽商の倒乏する者が多かつた。乾隆四十七年には引地を上中下の三等に分ち、抽籤によつて欲する所をえらばしめ、偏枯する所なく、調劑せしめ、五年交代をとらしめた。然るに、商人の承充する者なく、後遂に長商に改めたが、積弊相仍り、乾隆五十七年には運商を廢し、歸入地丁の法を行ひ官運に歸してゐる。爾後、再三鹽政の改革を行つたが、いづれも失敗に歸し、鹽商は皆破產してゐるが、それは河東の鹽商はあまり資本が大きくない上に、官吏の需索が特に甚だしかつたためであつた。[34]

六

清朝末期に至ると、生產手段たる鹽場並にその附屬物は殆んど皆生產者たる竈戶の手を離れて鹽商の所有に歸した。鹽商の資本が鹽場に投下されたわけである。併し前章において述べたやうに、揚州鹽商を除く外、他は概ね資本は微薄で、總商、錢莊、錢鋪等の金融資本家或ひは政府から資本を借用

してゐたので、その利潤は殆んど皆政府もしくは金融資本家に吸收せられた。又河工、軍需、賑恤に際しては多額の報效銀の捐納を强要せられたために、いはゆる餘剩價値を更に他の企業に投資するといふことも、揚州鹽商を除いては稀少であつたやうである。雍正時代長蘆の鹽商が典業を經營し、①浙江の鹽商が草蕩の開墾に投資せること、②或ひは廣東十三行商の前身が廣東鹽商であつたこと③等は特異な事象で、鹽商の他の企業への多額の投資といへば、概ね揚州の鹽商に限られてゐた觀がある。

例へば、徽州出身の揚州鹽商黃履暹は兄弟四人と共に鹽業を以て家を起し、傍ら揚州において藥鋪を經營してゐる。④或ひは徽州出身の吳老典は揚州において質庫十店を經營し、一時は江北の富、その右に出づる者なく、老典の名もその營業から名づけられたといふ。⑤又揚州鹽商が多額の資本を投じた企業は米販業である。清朝時代湖廣は清朝の米倉と稱せられるほどで、その出米額は全國でも首位を占めてゐる。⑥湖廣においては多額の米の買占めを禁止してゐたが、揚州鹽商は回空船に多量の米を買ひて裝運した。雍正硃批諭旨（邁柱）雍正十年二月二十四日の條には『外販米船、已に四百號あり。而して鹽商の巨艘裝運する者、尤も以て數計すべからず。目下米價已に漸く增加す』と見え、鹽商の多額の米の買占めから、湖廣の米價が騰貴したことをいつてゐるから、揚州鹽商はかなり多額の米を裝運したに相違ない。揚州鹽商の米の買運はよほど有名であつたと見え、長沙縣志卷十六風土の條にも『淮商鹽を載せて來り、米を載せて去る』と見えてゐる。又揚州鹽商は回空鹽船に米のみならず、石炭等も裝運して巨利を博した。⑦この外揚州鹽商が鹽場に投資して生產手段を全部自己の所有の所有に歸したこと、或ひは私鹽の販賣に多額の資金を投じたこと、特に鹽商が私鹽販賣のため秘密結社とも連繫を有してゐたこと等は特記すべき事象であらう。⑧

以上は主として揚州鹽商の鹽業以外に投資せる企業の種類について考察したのであるが、その年代は揚州鹽商の最も繁榮した乾隆時代の前後に屬する現象であつて、道光以後鹽政の崩壞した後の時代においてはあまり見ることは出來ない。吳老典の如き豪商も間もなく沒落して、道光時代にはその豪壯なる邸宅も荒廢に歸してゐたといふ。⑨その他乾隆時代の豪商程晋芳⑩吳紹浣⑪にしても間もなく沒落してゐる。彼等は殆んどみな鹽業の利潤を轉じて更に他の企業に投資することを

しない。つまり商業資本を産業資本にまはすことをしなかつた。かやうにして清代に於ける二大財閥の一といはれる揚州鹽商からさへ、遂に西歐における如き、いはゆる近代資本主義は發生しなかつた。こゝに中國史研究の大きな謎がある。外國資本の中國進出以後は、中國の民族資本を壓迫してその産業資本への發展を阻止したが、揚州鹽商の發展したのは外國資本主義の中國進出以前に屬するとすれば、この問題は外國資本の中國進出とは別個に考へなければならぬ。この問題を考察しようとすれば更に飜つて鹽商自身の性格を考へて見ることが必要であらう。

雍正帝、乾隆帝は屢々揚州鹽商の豪奢な生活を戒めてゐるが、揚州鹽商ほど贅澤な而も文化的な生活を享樂した者は中國の歴史上、恐らく世界の歴史上でも稀であらう。『商人家中の用度、虛糜奢侈、費やす所貲られず。而も一年行鹽の獲る所の利息は儘くその妄用に供するに足る』[12]と見えるやうに、鹽商は殆んどその行鹽の利潤を奢侈生活に費消してしまつた。從つてその生活は『富者は輒ち宮室を飾り、姫媵盛僕を蓄へて飲食を御め、佩服は王者と埒し』[13]かつたのである。揚州鹽商はかゝる豪奢な生活にひたるのみならず、諸種の文化事業にも莫大な金を投じることを惜しまなかつた。彼等は財のあるに任せて稀覯書を多數に購入し、書画印章を蒐集して學者の研究に資するのみならず、學者、藝術家のパトロンとして、彼等を招聘優遇したので、乾隆時代、揚州は學問藝術の淵藪たるの觀があつた。乾隆時代は清代における學問藝術の黄金時代といつても決して過言ではないが、その一大中心地は揚州であつたのである。この學問藝術の發展には揚州鹽商の存在を無視しては到底考へることは出來ない。[14]

例へば、豪商程晉芳の如き、自ら儒を以て任じ、購書五萬卷、趙翼、袁枚、蔣士銓の如き當時の錚々たる學者がその家に寄寓してゐた。又鹽商馬氏の圖書館、叢書樓には稀覯書充滿し、乾隆帝が四庫全書を欽定せる際の如き、七百七十六種の珍本を献進してゐる。厲鶚が宋詩紀事、南宋院画錄、遼史拾遺等多くの資料を要する著述をなしえたのも、この圖書を利用せるものであるといはれる。又朱彝尊が大部な經義考を出版せるは馬氏がその費用を辦じたといふ。又かの有名な全謝山の如きも馬氏の居候として厄介になつてゐた。又鹽商徐氏が家には程瑤田、齊召南、金冬心等が、汪氏のもとには錢大昕、戴震、惠棟、王鳴盛等が寄寓してゐた。[15]

一方、鹽商自身又すぐれた學者、藝術家が多かつた。江春、孫枝蔚、吳嘉紀、吳綺、查士標等は詩文を以て勝れ、程晉芳の如きは四庫全書の纂修に參加し、汪楫、汪懋麟は明史の編纂に參畫してゐる。又閻若璩、任大椿、程瑤田、趙翼、阮元の如き、清朝の錚々たる學者が、又鹽商出身であることは特に注目に値する。⑯中國の一般人がいはゆる士大夫生活を以て最大の理想としてゐたやうに鹽商も亦士大夫生活が憧憬の的であつた。從つた彼等は鹽業によつてえた利潤を他の企業に投資するよりも、士大夫生活をするために多大の資財を投じた。官僚になることも亦その一手段であつた。鹽商が寄寓地の學校に入學する特權、商籍を與へられたのも、鹽商の官僚を志望する强い要望に應へるものに他ならぬ。揚州の鹽商は主として安徽、山西、陝西出身者が多かつたので、多數の商籍が特許せられた。その他の鹽場の鹽商も亦商籍が許されてゐたのは鹽商には流寓者が多かつたからである。ともあれ、明清時代を通じ鹽商出身の大官が多かつたことは、各鹽法志を繙けば容易に察知しうる所である。古來、中國には抑商の思想があり、商人を輕視する考へ方があるが、鹽商自らが、鹽商たることを名譽とは思つてゐなかつたらしい。鹽商は商名の外に、別個の本名をもつてゐる。例へば長蘆の鹽商王廷揚は商名を王克大といひ、⑰全義錢仁は本名を安岐といふ。⑱かゝる傾向は廣東十三行商等にもあつたやうで、⑲何も鹽商に限つたことではないが、鹽商たることに肩身狹く感じてゐたことと更に推し進めていへば鹽業以外の生活——恐らく士大夫生活——をいかにあこがれてゐたかを示す證左であらう。

揚州では屢々士大夫の間で詩文會が開催されたが、その一つに虹橋の會なるものがあつた。當時の名士、戴震、惠棟、王鳴盛、沈大成、王昶、錢大昕、吳泰來、趙文哲、石謝、金圃、錢籜等が參加した。この會には鹽商は參加するを得ずといふ慣例があつたが、⑳鹽商汪棣のみは參加を許されたといふことであるが、鹽商の當時士大夫間における地位、いひかへると士大夫の鹽商に對する通念がいかなるものであつたかゞ略々了解せられるであらう。逆にいへば、鹽商はいかに士大夫の仲間入りをすることを翹望してやまなかつたかといふことが、この事實からも想像せられる。かゝる例は枚擧に遑ないが、もう一例を示すと、木棉商の鈕玉は舟船車驢に木棉をのせて賈販する間も、經史の書籍を隨へて往來し、絕えず揚州を經過して經學の士と講論すること數日にして去つたといい㉑

ふ如き、最も端的にこの間の消息を示してゐる。かゝる例は決して特殊なものではなく、かういふ現象が當時の社會一般の傾向であつたことは、揚州畫舫錄、各地の鹽法志、揚州、杭州等鹽商の所在する地方の府縣志を見れば容易に首肯せられる所である。こゝに鹽商の商業資本が轉じて產業資本に發展しえなかつた心理上の根源的原因の一つが存するものゝ如くである。

尤もかゝる鹽商の商業資本の產業資本に發展しえなかつた經濟的な根據があつたことも見逃すことは出來ない。抑〻清代の鹽商は元來政商である。政府からは諸種の特權を與へられてゐる代りに、多額の報效銀の捐納を强制せられる。又官吏胥吏の賄賂の强要も莫大な額に上る。これらを原價に入れて計算すると、鹽の販運では表面上大きな缺損になる。鹽運に多額の資金を投ずれば投ずるほど經費も多くかゝる。又鹽運に投資すれば不慮の損失も免れず、資金の回收にも困難がある。それよりも資金を高利貸資本として運轉した方が遙かに利益があり、安全である。又表面上あまり目だたないから、政府や官吏胥吏からの捐納、需索も輕減せられる。かういふ所から企業家としての鹽商は、資產が出來、總商に選ばれると、實際の運鹽を行はず、たゞ運商を監督し、資金を運商に融資する所の所謂金融資本家に變質した。先にも述べた如く、實際その方が運鹽するよりも數倍の利益があつたのである。要するに運商が段々總商と散商とに分離して來た。資本を有しない散商が資金を總商から借りて運鹽を行ふやうになると總商と散商との間には隸屬關係が生ずる。從つて鹽運の利潤も皆總商の意のまゝに利息として吸收せられる。鹽運は資金の上で强い制限を受けるので、その發展にも自ら限度がある。こゝに鹽業資本が產業資本として發展しえなかつた大きな原因があるやうである。

以上のやうな鹽商の保守的な考へ方は鹽商の諸種の政治的活動のうちにもよくあらはれてゐる。鹽商は從來享有せる特權はあくまでも守り通し、その特權の上に立つて利潤を獨占しようとする。陶澍が鹽政の改革を斷行しようとした時、先づこれに反對したのは揚州の總商であつた。總商は根窩を所有し、散商に對する搾取體制を確立してゐたので、この體制が崩壞することには極力反對した。[23] 又鹽商は新しい商人が鹽運に從事することにも反對した。[24] 或ひは又、一行鹽地區に政府が人民の利便を計つて他の行鹽地區の鹽を配運しようとす

るや亦鹽商は之に反對した。[25]更に又清朝末期、鐵道を敷設しようとした時、これに反對したのも鹽商であつた。蓋し、從來の鹽運の銷路が交通路の變化によつて損害を被るからである。[25]

かやうに、鹽商は一度確立せられた制度はあくまでも固守して既得の利權を擁護し獨占しようとした。假令新しい改革によつて利潤が增加することが明白であつても、その改革を躊躇したのみならず、むしろ反對をした。鐵道敷設の如き、輸送の近代化によつて鹽運がより便利となり、利益があることは明らかなるにも拘らず、鹽商がこれに反對したのは何故であらう。吾々はこゝで鹽商の立場に立つてこれを考察することが必要であらう。このことを考へることによつて中國における資本主義、もう少し廣くいへば、近代化が遲々として進捗しなかつた根本的な理由にもふれることが出來るであらう。

鹽商は先にも述べたごとく鹽引と引地とを獨占し世襲した。鹽引の獨占に對して多額の權利金を支拂つたのみならず、引地を獨占するためにも、多額の投資を必要としたことはいふまでもない。地方官や胥吏から多額の賄賂を强要せられたばかりでなく、引地のいはゆる土棍からも多額の金を强請せられた。これが黑費、買路と稱せられた。[26]即ち鹽商が鹽を運ぶ際にはその運道が政府からきめられてゐる。その運道の要所には土棍が私の關所を設けて鹽商から通過料をまきあげた。[27]土棍は又鹽梟匪賊とも互に連絡があるから、彼等を懷柔しておくことが鹽商にとつては先づ第一になすべき工作であつた。かういふ封建的な勢力が根强く社會にはびこつてゐる。かゝる方面に對して鹽商が支拂ふ費用も相當莫大な額に上つたに相違ない。鹽商はかくして始めて鹽を安全に運搬し販賣することが出來たのである。ところが鐵道の敷設によつて運道が變更されると、鹽商のこれまでの莫大な投資が水泡に歸することになる。こゝに鹽商が鐵道の敷設に對して猛反對をした理由がある。

中國近世社會には多數の封建的な勢力や陋習が殘存してその生存權を主張してゐる。中國人はかゝるものを徹底的に排除することをせず、むしろそれらのものの存在をも一應認めた上で、改革するなり、又新しい制度を立てる。從つて中國の社會は一層複雜になる。それは歷代の官制を見れば容易に理解せられる所であらう。この社會の複雜なことは中國の一つの大きな特色であるが、このことは一面から考ふれば、中國人の尙古性とも關聯する。よきにせよ惡しきにせよ、とも

角、古いものを溫存しておかうとする考へ方、こゝに封建的なものが長く巢喰ふ隙がある。この封建的な勢力があらゆる方面に根を張つてゐる。中國人は自らの手ではこれを排除することが出來なかつた。そこで已むをえず、かゝるものをも溫存して、それらの妥協を計らざるをえなかつた。西歐式の近代化を中國社會にそのまゝ實施するためには、近世の中國人はあまりにも老成化してゐた。今その實例をあげて本稿を結ぶことにしよう。

清代江蘇省の茶を外國に輸出するために、輸出港廣東まで運ぶに態々廻り道をとり、實に長距離に亘る而も費用のかさむ輸送を行つてゐる。それは運送路を長くすることによつて茶の輸送に從事する船頭、人夫等の勞働者に仕事を與へ、且つ政府の國內關稅徵收を多からしめるためであつたといふ。これがために輸送費が甚だ高額に上つたが、中國爲政者は輸送路を短縮して輸送費を減じ、外國への茶の輸出額を增加しようとは努めなかつた。[28] 併し、中國の過剩の勞働者も一應かゝる慣習によつて口を糊することが出來たのである。中國の如く、封建的勢力の多分に殘存せる社會において、彼等自らの手でいはゆる近代化が困難であつたとすれば、西歐の如き資本主義社會をそのまゝ中國社會において、彼等自らの手で發展させえなかつた理由も自ら首肯せられるであらう。

㈤ 補註

①東華續錄光緒一一二
②同書一八三
③皇朝續文獻通考卷四六
④東華續錄同治五九
⑤鹽法議略卷一
⑥東華續錄光緒五
⑦同書一八三
⑧清史稿食貨志「鹽法」
⑨清鹽法志卷一八
⑩雍正長蘆鹽法志卷二
⑪清鹽法志卷一四
⑫皇朝政典類纂卷七〇
⑬東華續錄光緒一一三
⑭鹽法議略卷一
⑮皇朝政典類纂卷七一
⑯鹽法議略卷一
⑰東華續錄光緒五
⑱雍正硃批諭旨李衞雍正六年七月十八日。
⑲鹽法議略卷二
⑳同右

㉑同右
㉒同右
㉓賀長齡皇朝經世文編卷四九「粵西行鹽議」（高熊徵）
㉔東華錄乾隆三
㉕雍正硃批諭旨劉廷琛雍正二年四月二十八日條
㉖同書常賚雍正五年十月二十五日條
㉗同書、王士俊雍正九年四月十一日條
㉘同書鄂彌達雍正十年九月十九日條
㉙鹽法議略卷二
㉚同右
㉛東華續錄同治二七
㉜同書二八
㉝鹽法議略卷一
㉞同右

(六) 補註

①雍正硃批諭旨李衛雍正十年十一月四日條
②同書雍正四年三月初一日條
③Morse; The Chronicles of the East India Company Trading to China, Vol. I. p. 138.
④揚洲画舫錄卷一二
⑤同書卷一三
⑥雍正硃批諭旨、李衛、雍正五年十二月初三日條
⑦賀長齡皇朝經世文編卷四九「淮鹽三策」（包世臣）
⑧雍正硃批諭旨、尹繼善雍正七年十二月初四日條
⑨揚州画舫錄卷一三
⑩重修揚州府志卷五一
⑪皖志列傳稿卷三
⑫雍正硃批諭旨高斌雍正十年三月十六日條
⑬重修揚州府志卷六〇「風俗」
⑭拙稿「鹽と支那社會」（東亞人文學報三ノ一）
⑮同右
⑯同右
⑰雍正硃批諭旨莽鵠立雍正三年八月二十二日條
⑱同書、雍正三年九月二十八日條、
⑲Chinese Repository, vol. V. p. 432.
⑳揚州画舫錄卷一〇
㉑同右
㉒拙稿「清代の鹽法」——陶澍の改革を中心とする——（東方史論叢第三輯）
㉓東華續錄光緒三八、四八
㉔東華錄乾隆九五
㉕東華續錄光緒二〇二
㉖陶文毅公全集卷一四「議覆地方官籌款運鹽及按戶巡銷之法斷不可行摺子」
㉗同㉒
㉘Williams; Description of the Tea Plant. (Chinese Repository, Vol. IIX.)